

組織風土改革のための有識者会議開催要綱

平成 30 年 7 月 13 日
教 育 長 決 定
(平成 31 年 3 月 31 日改正)

(趣旨)

第 1 条 垂水区中学生自死事案における教育委員会の一連の不祥事の背景や要因を分析し、あるべき組織体制の確立について、また、後を絶たない教職員による不祥事の要因を分析し、不祥事の根絶に向けた再発防止策について専門的な見地から広く意見を求めることを目的として、組織風土改革のための有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 有識者会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 専門的知識を有する者
- (3) 前号に掲げる者のほか、教育長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、10 名以内とする。

3 前項の規定に関わらず、教育長は、特定の事項について、専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、そのものの委嘱に係る当該特定の事項に関する会議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(座長)

第 4 条 教育長は、委員の中から座長を指名する。

2 座長は、会の進行をつかさどる。

3 教育長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様

とする。

(有識者会議の公開)

第6条 有識者会議は、これを公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、教育長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 有識者会議を公開することにより公正かつ円滑な有識者会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
- 2 有識者会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を準用する。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の開催に必要な事項は、教育次長が定める。

附則（平成30年7月13日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年7月13日より施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

附則（平成31年3月29日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年3月31日より施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。